

西条市自家用電気自動車導入促進事業費補助金交付要綱

令和7年3月21日

(要) 告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、自家用電気自動車の導入を積極的に支援することにより、地球温暖化対策の推進、災害レジリエンスの向上及び市民の環境保全に対する意識の高揚を図り、環境に調和した低炭素なまちづくりを推進していくため、電気自動車を導入した者に対して、予算の範囲内において、西条市自家用電気自動車導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成16年西条市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、電気自動車とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいい、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時において、市の住民基本台帳に記載されている個人である者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 電気自動車の購入者であって、当該電気自動車の自動車検査証の所有者又は使用者であること。
- (4) 市が実施する地球温暖化対策及び環境保全に関する調査、活動等に協力する意思を表明できる者

(補助金の対象及び条件)

第4条 補助金の交付の対象となる電気自動車（以下「対象自動車」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付対象の電気自動車であること。
- (2) 家庭で使用する四輪の電気自動車であること。
- (3) 使用の本拠又は主たる定置場が西条市内であること。
- (4) 自動車検査証の燃料の種類が電気であること。
- (5) リース若しくは残価設定型クレジットにより導入した車両又は中古車でないこと。

(6) 市が実施する他の制度による助成を受けていないこと。

2 補助金は、一の補助対象者に対し、同一年度内において、1回に限り交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象自動車1台につき、20万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、対象自動車の初度登録日又は初度検査日から起算して1年以内に西条市自家用電気自動車導入促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象自動車の車両本体価格及び経費の内訳が記載された売買契約書、注文書等の写し

(2) 対象自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し

(3) 対象自動車の車両写真（車両全体及びナンバープレートが確認できるカラー写真）

(4) 申請者の市税納税証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請は、先着順に受け付けるものとし、補助総額が予算額に達した際には受け付けを終了する。

(手続の代行)

第7条 申請者は、前条に規定する申請に係る事務手続について、対象自動車を販売する者（以下「手続代行者」という。）に代行させることができる。

(交付額の確定及び通知)

第8条 市長は、第6条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金の交付額を確定し、西条市自家用電気自動車導入促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、市長に補助金交付請求書（様式第3号）を提出し、市長は、この請求に基づき補助金を交付するものとする。

(処分の承認)

第10条 補助対象者は、補助金の交付を受けた対象自動車を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、あらかじめ市長に処分承認申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補

助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前条の承認を受けないで対象自動車を処分したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、対象自動車の導入について不正な行為があったとき。

(報告)

第12条 市長は、補助金を交付した者に対し、当該対象自動車の使用状況等の報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に初度登録又は初度検査を行った電気自動車について適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

西条市自家用電気自動車導入促進事業費補助金交付申請書

西条市自家用電気自動車導入促進事業費補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

所有者名又は使用者名			
自 動 車 の メ ー カ ー			
自 動 車 の 車 名			
自 動 車 の 型 式			
使 用 の 本 拠 の 位 置	西条市		
自 動 車 登 録 番 号 又は車両（標識）番号	（例：愛媛 300 あ 1234）		
登 録 年 月 日 又 は 交 付 年 月 日	年 月 日	初度登録 （検査）年月	年 月
自 動 車 購 入 費	円 ※車両本体の購入価格（税込み）		
補 助 金 交 付 申 請 額	2 0 0 , 0 0 0 円		
申 請 方 法	☐ 申請者本人による申請 ☐ 下記の手続代行者に申請に係る事務手続を代行させます。		
手 続 代 行 者	住 所		
	会 社 名		
	代 表 者 名		
	担 当 者 名		
	電 話		

（裏面につづく）

(裏面)

太陽光発電設備 の設置の有無	☐ 設置あり ☐ 設置なし
V 2 H等の給電 設備の有無	☐ 設置あり ☐ 設置なし
誓約事項 及び同意事項	☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第 6号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。 ☐ 私は、補助金の交付に必要な範囲で、市が、私の住民記録情報 を調査し、又は確認することについて同意します。 ☐ 私は、市が実施する地球温暖化対策及び環境保全に関する調 査、活動等に協力する意思があります。

添付書類

- 1 対象自動車の車両本体価格及び経費の内訳が記載された売買契約書、注文書等の
写し
- 2 対象自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- 3 対象自動車の車両写真(車両全体及びナンバープレートが確認できるカラー写真)
- 4 申請者の市税納税証明書
- 5 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

西条市長



西条市自家用電気自動車導入促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました西条市自家用電気自動車導入促進事業費補助金については、西条市自家用電気自動車導入促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定に基づき、下記により交付します。

記

1 補助対象自動車

この補助金の交付の対象となる電気自動車の内容は、補助金交付申請書及びその添付書類に記載されたとおりとします。

2 交付金額 金 200,000 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) この補助事業は、市長が対象自動車の使用状況等の報告を求めることがある。
- (3) この補助事業は、市長及び監査委員が調査又は監査することがある。
- (4) 西条市補助金等交付規則第14条各号又は交付要綱第11条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (5) (4)により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。
- (6) (5)により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (7) (5)により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。

年 月 日

西条市長 殿

申請者 郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号（ ） ー

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号にて交付の決定を受けた
西条市自家用電気自動車導入促進事業費補助金について下記のとおり請求します。

記

1 補 助 金 請 求 額 金 2 0 0 , 0 0 0 円

2 補 助 金 の 振 込 先

	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義 (補助対象者本人)							
ゆうちょ 以外の金 融機関	銀行 農協 金庫	支店 支所	普通 当座									
ゆうちょ 銀行		通帳記号			通帳番号（右詰めで記入）							
		1				0	の※					

※ 通帳の再発行回数（該当がある場合のみ記入）

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

西条市長

殿

申請者 郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号（ ）

—

処 分 承 認 申 請 書

西条市自家用電気自動車導入促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり対象自動車の処分の承認を申請します。

記

1 補助金交付決定通知番号

年 月 日付け

第 号

2 対 象 自 動 車

車 名	
型 式	
自動車登録番号 又は車両標識番号	ナンバープレートに表示の番号（例：愛媛 300 あ 1234）
導 入 場 所	西条市

3 補助対象者氏名

4 処 分 の 方 法（該当する項目に○印）

売 却	譲 渡	交 換	貸 与	担 保	廃 棄	その他
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※「その他」の場合は、その内容について具体的に記入してください。

（ ）

5 処 分 の 時 期

年 月 日

6 処 分 の 理 由

（ ）